国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十八号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項、同条第九項及び第十項（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「割合は、」の下に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の」を加える。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中第二十四号を第二十五号とし、第五号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　経済産業省の所掌事務のうち医療に関連する技術に関する研究及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第八十七条に次の一号を加える。

三　経済産業省の所掌事務のうち医療に関連する技術に関する研究及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第百四十九条第八号中「こと」の下に「（経営支援部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百五十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の施行に関すること。

第百五十四条第五号中「こと（」の下に「経営支援部及び」を加える。

第百六十条の見出しを「（小規模企業振興課の所掌事務）」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　小規模企業共済法の施行に関すること。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第九項の表中「平成二十七年三月三十一日まで」を「当分」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三